令和２年９月オレンジ勉強会

少額訴訟について

令和２年９月１８日

根岸　美香

第１　少額訴訟について

１　少額訴訟の要件

(1) 訴額が６０万円以下の金銭の支払を求める裁判であること（民事訴訟法３６８条１項本文)。なお,「訴訟の目的の価額」とは，法８条，９条と同義。

(2) 原告が同一裁判所に少額訴訟を申し立てたのが，年１０回未満であること（法３６８条１項但書)。

(3) 原告が，訴え提起時に，少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をしたこと（法３６８条２項)。

２　少額訴訟から通常訴訟への移行

(1) 被告の移行申述権

被告は，通常訴訟に移行させる旨の申述をすることができる（法３７３条１項本文)。

この申述は，期日で行う場合を除き，書面でしなければならない（規則２２８条１項)。また，この申述ができるのは，被告が口頭弁論期日において弁論をし，またはその期日が終了するまでに限られる（法３７３条１項但書)。

なお，本件事案では，裁判官が期日の冒頭で，少額訴訟の説明をする際（規則２２２条２項）に，通常訴訟に移行するかの確認を求められた。

(2) 裁判所の移行決定

公示送達によらなければ被告に対する期日の呼び出しをすることができないときや, 少額訴訟による審理・裁判を相当でないと認めるときは, 裁判所の決定により，通常訴訟に移行される（法３７３条３項)。

なお，この裁判所の決定は，不服申立てができない（法３７３条４項)。

３　少額訴訟の審理

(1) １期日審理の原則

少額訴訟は,「特別の事情がある場合」を除き，１回の口頭弁論期日で，審理が完了する（法３７０条)。「特別の事情がある場合」とは，事件の内容，当事者の訴訟準備状況，続行の必要性，理由等を総合考慮して，期日を続行してでもなお少額訴訟によるべきと考えられる場合である。

(2) 証拠調べの制限

証拠調べは，即時に取り調べることができる証拠に限られる（法３７１条)。

(3) 証人等の尋問

証人の尋問は宣誓させないで，尋問することができる（法３７２条１項)。また，証人等の尋問の順序は裁判所が相当と認める方法により行うこととされ（法３７２条２項)，尋問事項書の提出も不要とされている（規則２２４条)。さらに，証人等の陳述を調書に記載する必要はない（規則２２７条１項)。

電話会議の方法による証人尋問をすることもできる（法３７２条３項)。

(4) 反訴禁止

少額訴訟及び異議審では，反訴提起が禁止される（法３６９条，３７９条２項)。なお，相殺の主張は可能とされている。

4　判決について

(1) 即日言渡しの原則

判決の言渡しは，原則として，口頭弁論終結後直ちにする（法３７４条１項)。「相当でないと認める場合」とは，審理の終了後，和解の勧試をする場合などをいう。

(2) 支払猶予判決等

判決言渡しから３年を超えない範囲内で分割払を認める判決や，遅延損害金免除の判決をすることができる（法３７５条)。

(3) 必要的仮執行宣言（法３７６条１項)。

(4) 確定した少額訴訟判決に対する単純執行文の不要（民事執行法２５条但書)

5　不服申立て

少額訴訟判決に対しては，控訴ができず（法３７７条)，異議の申立のみができる（法３７８条１項)。異議後の判決に対しては，控訴ができない（法３８０条１項)。

第２　少額訴訟における注意点や利用法

1　注意点

(1) 和解に関する依頼者との打合せ

第１回期日に，和解の勧試が行われる可能性があるため，期日前に，和解について依頼者と充分に打ち合わせておく。また，期日当日に，依頼者と連絡が取れるようにしておくことが望ましい。

(2) 当事者の出頭を求められることがあり得ることの説明

訴訟代理人がいる場合でも，当事者の出頭を求められることがある（規則２２４条)。その点を，依頼者に伝えておくことが望ましい。

2　利用法

以下は，原告側として，少額訴訟の申述をする場合について，検討する。

(1) 争点が簡便で，証拠も既に整っている場合

(2) 依頼者が弁護士費用の支出をできるだけ少なくしたいと考えている場合

(3) 債権の回収を急いでいる場合

以　上